

全国木喰研究会規約

平成14年6月制定

第1条 (呼称) 本会は、全国木喰研究会と称する

第2条 (目的) 本会は、木喰の事績を研究し、その遺作の保存に努め、木喰を敬慕する者の親睦をはかることを目的とする。

第3条 (会員) 本会は、前条の目的に賛同するものをもって会員とする。

第4条 (事業) 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 木喰の事績を研究すること
- 二 木喰の遺作の保存に努めること
- 三 木喰の遺徳を顕彰すること
- 四 会員の親睦をはかること
- 五 機関誌を発行すること
- 六 その他、役員会において必要と認めたこと